

# 部活動の基本的な考え方及び活動規定

## 基本的な考え方

### 1 部活動の位置づけ

平成29年告示の学習指導要領による部活動の規定は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われるものである。スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること」と示されている。

また、部活動のガイドラインを遵守する。

## 勝沼中学校のめざす部活動

ア 縦割り集団での活動を通して、上級生が下級生を指導する人間関係を育てる。

イ 生徒個々の興味・関心を軸に、同一目標に向かって自主的に活動する中で、生徒相互の人間関係を深める。

ウ 部活動の運営をよりよくする為、活動時間の確保、施設用具、予算などの連絡調整の場、交流の場として生徒会がその機能を果たす。

エ 生徒会組織に位置づける。

オ 専門性や競技力の向上と生涯スポーツを見据えた部活動の運営を配慮する。

### 2 部活動の目標

本校教育目標「たくましく心豊かで実践力のある生徒の育成」を柱として、次の目標を設定する。

ア 共通の興味・関心を持つ生徒による集団活動を通して、豊かで充実した学校生活を送る。

イ 情操豊かな心情、ねばり強い意志、たくましい身体を培うと共に、各種の技能の向上を図る。

ウ 自律的、自主的な生活態度を養い、正しいマナーや社会性の育成を目指す。

エ 健全な興味や豊かな教養・技能を育て、余暇の善用と能力、適性の発見・伸長を図る。

### 3 部活動の運営

部活動は学校管理下のもとに実施される。運営、活動実践については、学校長・教頭・生徒会顧問・体育主任の指導助言のもとに、各部顧問の直接指導によって実施する。

### 4 活動指導時間等

部の活動時間については、別に定める時間帯によって活動する。指導時間は原則として、教師の勤務時間内である。（勤務時間外に及ぶ場合は顧問教師の奉仕活動と考える。）土日の部活動指導、教育内大会引率は特殊業務とする。

部活動は、顧問教師の管理指導の下で活動するのが原則であるが、顧問教師が不在の場合については、同じ活動場所の所属教職員の話し合いの上、委嘱された教職員の管理下とする。

### 5 傷害とその補償

部活動、特に体育部にあっては、事故、傷害対策は欠くことはできないものである。管理者や直接指導にあたる教職員は、健康安全に十分配慮して、事故防止の為、きめ細かい対策を必要とする。

傷害の程度（自己負担1, 500円以上）により、日本スポーツ振興センターの災害共済給付が受けられる。

## 部活動規定

### 1 部の設置

ア 体育部と文化部に部を置くものとする。(別表)

イ 「探求部」について

1, 「学校外での活動」に定期的・継続的に参加し、日常的に中学校の部活動に参加することができない生徒は探求部に所属する。

※ 「学校外での活動」の内容、活動日については保護者を通し、中学校に報告をする。

2, 探求部へ所属している生徒は日常、校内での部活動は行わず、「学校外での活動」に参加する。

※ 「学校外での活動」を部での活動と見なします。

3, 帰りの会終了後はすみやかに下校し、「学校外での活動」に参加する。

4, 部活動以外の学校の放課後活動(委員会・学園祭の部門等)には参加をする。

5, 授業日に行われる総合体育大会・新人大会の際には、学校にて学習等を行う。

6, 「学校外での活動」に参加している生徒が、探求部以外の部への所属を希望する場合は、本人・保護者・部顧問との相談により、探求部以外の部への所属を認めることもある。

ウ 新規に部を設立する場合は、各競技の最低必要人数以上の生徒が希望し、最終的に学校長の承認を必要とする。

エ 新年度、試合成立人数が入部しない場合、募集を停止し、新2・3年のみで活動とする。その場合、新入生の募集はしない。新2年生の部員が3年生までは活動を行い、その後廃部とする。または教員数が足りず、顧問がいない場合も廃部とする。

### 2 部員登録

ア 生徒全員がいずれかの部に所属し、活動をする。

イ 2・3年生は、4月に入部登録し、この登録は原則として、1年間変更しない。

ウ 新入生は、決められた期日までに入部登録を行う。4月中は各部の見学、仮入部等をし、理解を深める。

エ 活動は、3年間継続して同一部で活動することを原則とする。変更する場合は、顧問教師、学級担任等に相談し、変更する。変更時期は4月の登録時とする(但し、理由によっては、特例もある)

### 3 活動

ア 部活動は、顧問教職員または顧問教職員から委嘱された教職員の管理指導の下に行う。

イ 部活動については、そのねらいを部員に徹底させると共に、人間関係、健康安全に十分配慮して行う。

ウ 部員は、所属部の活動方針に従い活動に参加しなければならない。障害があり活動に不参加の場合は、顧問教職員又は生徒責任者(部長、主将など)に届け出る。

### 4 活動時間

ア 早朝

早朝練習(活動)は、原則として行わない。

イ 放課後

教務提出の日課表による。

放課後練習(活動)は、原則として教育内大会・県レベルの大会(予選は除く)・コンクールの2週間前から30分の延長ができる。(但し、9月から3月までとする)。この場合、学校長の許可を得る。

### 5 期末テスト前の部活動停止

ア 期末テスト前5日間より活動停止。

イ 活動はテスト最終日より行う。

## 6 休日における活動

- ア 活動は、顧問教職員又は委嘱された教職員の下で行う。
  - イ 活動時間は、原則として午前、午後のどちらか事前準備と片付けを含めて4時間以内とする。
  - ウ 教育内大会等の参加の場合は、学校長の許可を得て、時間を延長することができる。
  - エ 原則として土・日どちらか1日は休みとする。但し、試合等の理由で、土日両日活動をする場合には、学校長の許可を得る。
- ※ 休日に活動する場合には「休日の部活動願い」を学校長に提出する。

休日の部活動願い：ファイルサーバー → 学校共有 重要度大 → 02教頭  
(入力期限：前月の13日までに各部ごとの活動予定を顧問が入力する)

## 7 対外試合、練習試合（体育部）

- ア 対外試合は、小中体連主催及び共催のものとする。しかし、この他に学校長が認めた試合については参加出来る。

## 8 長期休暇中の部活動

- ア 活動日数について、夏季休業中は10日、冬季休業中は6日とし、原則として土、日曜日の活動は行わないものとする。ただし、大会等の場合は、この限りではない。
- イ 休暇中の活動は、顧問教職員又は委嘱された教職員の指導観察の下に、午前・午後のいずれか4時間以内とする。但し、県総体、関東・全国大会等の特別練習は例外を認める。
- ウ 練習計画は、学校の課題、家庭学習その他等の関連を考慮し、無理の無いものとする。
- エ 活動前、部長もしくはキャプテンが日直教員に届け出をし、日誌に記入をする。終了した後、戸締まり、整理整頓をする。

## 9 部室の使用

- ア 学校で定めた場所を部室として、使用する。
- イ 部室は、常に清潔に保ち、使用後は必ず鍵をかける。
- ウ 部室には、盗難防止のため、貴重品などおかない。
- エ 使用の仕方や整備状況が悪い場合は、使用禁止にする場合もある。
- オ 詳細は、部室・更衣室使用規定で定める。

## 10 更衣室の使用

- ア 更衣室は、各部室、教室（男子）、各階更衣室（女子）を使用する。
- イ 更衣室内には、個人の荷物、貴重品等は置いてはならない。
- ウ 土・日曜・祭日は更衣室としての教室使用は禁止する。
- エ 更衣室を使用する者は、整理整頓、美化に努める。
- オ 詳細は、部室・更衣室使用規定で定める。

※本規定は、昭和58年4月より施行する。

平成3年4月、5年4月、8年4月、9年4月、12年4月、14年4月、22年4月、23年4月、30年4月、31年4月、令和2年4月

## 体育施設設備使用規定

体育施設設備の円滑な使用と生徒の活発な活動を促すため、体育施設設備の使用について、次の事項を規定する。

「体育館」

- 1 使用時間は、始業時間前40分より部活動終了時までとする。

- 2 開・閉館については、教職員が必ず行う。
- 3 休み時間、昼休みその他使用可能な時間に使用する場合及び館内体育施設用具を使用する場合は、体育主任（体育教師）の許可を得る。ただし、昼休みの体育館使用については、教職員の管理下で使用する。
- 4 部活動で使用する場合、関係する部の話し合いによって使用日・時間等をきめる。ただし、臨時的に使用する場合は、顧問教師間で連絡調整をして円滑に使用する。
- 5 館内で使用する靴は、上履き・体育館履きなど床上で使用する。
- 6 館内の出入りは、所定の出入口よりする。
- 7 清掃は、分担学級の当番が毎日行う。
- 8 部活動等、特別活動時に使用した部や学年・学級は、その活動終了時点で清掃を行う。
- 9 日曜・祭日など休日の使用については、特別の場合を除き禁止する。もし使用する場合は、担当教職員のもとで使用する。
- 10 体育館を使用する者は、その施設設備を大切に扱う。破損その他の行為が生じた場合はすみやかに体育主任または顧問に届け出、指示にしたがう。
- 11 市民体育館等の市営施設については、市当局及び社会体育との関連で使用規定は別に定める。
- 12 その他、必要に応じて使用方法について話し合うものとする。

#### 「グラウンド」

- 1 使用時間は、始業前40分より部活動終了時まで。
- 2 施設設備・用具等を使用する場合、体育主任（使用する用具によって関係部の顧問の許可を得て使用する）。
- 3 部活動で使用する場合、定められた場所を使用する。その活動を円滑にするため顧問教師間で連絡調整し、生徒は互いに協力する。
- 4 グラウンドは、常に清潔に保ち活動しやすいように整備に心がける。
- 5 ライン表示の石灰等を使用する場合は、体育担当教師の許可を得る。
- 6 活動に使用した用具は、使用后所定の場所に片付ける。
- 7 その他、必要に応じて使用方法を連絡する。

#### 「部室・更衣室」

- 1 部室は所定の部によって使用する。
- 2 部室は常に整理整頓し、清潔に保つよう心がける。
- 3 部室は互いに譲り合い、協力して使用する。
- 4 部室のカギは職員室の所定の場所に置き、顧問教師は責任を持って管理監督をする。
- 5 部室は必要に応じて使用し、使用後は必ず戸締まり（鍵をかける）をして下校する。
- 6 使用規定等に違反した場合は、部室の使用を禁止することもある。
- 7 更衣室については、部室・教室（男子）・市民体育館更衣室・各階更衣室（女子）。
- 8 更衣室には、必要なもの以外は持ち込まない。貴重品は置かない。
- 9 更衣室は、目的以外のことで使用しない。
- 10 放課後、休日等の部活動においては、更衣室・部室を使用し、教室の使用はしない。
- 11 更衣した後、荷物は部室又は活動場所に持っていき、戸締まり後校舎内に入らないようにする。

※本規定は、昭和58年4月より施行する。

平成3年4月、5年4月、8年4月、9年4月、12年4月、14年4月、22年4月、令和4年4月一部改正